

# 《 事務所ニュース 2023年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます  
本年もよろしくお祈り申し上げます

令和5年 元旦

## 4月から月間60時間を超える時間外労働の割増率の引き上げ（中小企業）

### ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50% (2010年4月から適用)  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

### 具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例  
 > 1か月の起算日は毎月1日  
 > 法定休日は日曜日  
 > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数  
 > 時間外労働の割増賃金率  
 60時間以下...25%  
 60時間超...50%

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5時間	5時間		2時間	3時間	5時間
7	8	9	10	11	12	13
5時間	2時間	3時間	5時間		5時間	5時間
14	15	16	17	18	19	20
	3時間	2時間		3時間	3時間	3時間
21	22	23	24	25	26	27
	3時間	3時間	2時間	1時間	2時間	1時間
28	29	30	31			
3時間	1時間	1時間	2時間			

↑ 法定休日労働 ↑ 月60時間を超える時間外労働

### 割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

## 賞与支払届の提出について！！

賞与を支給した場合は「賞与支払届」、不支給の場合は「賞与不支給報告書」を提出することになっています。賞与の額は、年金額の算出の基礎となりますので、提出漏れに注意しましょう。

### ●社会保険料の徴収について

社会保険は、原則として月中で退職した場合は、その月はカウントせず、保険料は徴収されません  
例えば12月10日に賞与を支払い、12月の月中（12月30日まで）退職の場合、支給した賞与からは、社会保険料を徴収しません。

### 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

#### 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

#### 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

### 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行